

受託販売素材入札案内

(7 月期)

- 1 物件の展示場所 : 上川中部森林管理署 愛別町山元
- 2 物件明細書 : 入札番号 12 ~ 13 (2 物件)
- 3 入札開始の日時 : 令和 7 年 7 月 15 日 (火) 10:50 開始 11:00 締切
- 4 入札場所 : 旭川市神楽 3 条 5 丁目
上川中部森林管理署 会議室

5 特記事項

- ※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
- ※ 入札物件一覧表の適用欄に「間伐材」と記された物件について、「間伐材証明」及び「間伐等由来の木質バイオマス証明」の発行が必要な場合は旭川地方原木市協同組合連合会へ申出願います。
- ※ 入札は次頁の「入札規定」に基づき行います。前もってご高覧賜り、山土場で販売物件をご熟覧のうえ、奮って入札下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、北海道森林管理局ホームページ「公売情報」にも掲載されていますので、そちらも参考にして下さい。

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>

- ※ 林道入り口ゲートは施錠されておりますので、物件の熟覧、搬出の際には次のところへ問い合わせをして下さい。上川中部森林管理署 [Tel 050-3160-5745]
- ※ 公売物件の確認および素材搬出について
 1. 運材車は現地の看板表示を遵守して走行して下さい。
 2. 運材を行う際は、事前に販売委託先である旭川地方原木市協同組合連合会または上川中部森林管理署へ連絡して下さい。
 3. 土場からの搬出方法について、現地確認の上入札して下さい。
 4. 土場からの搬出について、5 月中旬までは林道などの保護のため運材は禁止といたします。
 5. 道路が傷みやすい悪天候時には、運材を中止して下さい。これを守らず公道・林道を破損した場合には補修費用を負担していただく場合がありますのでご注意下さい。
 6. 林道ゲートの開放は厳禁です。必ず通過する都度施錠して下さい（開放すると、一般車両が入林し、「閉じ込め」や事故の発生に繋がります）。
 7. 運材時に、道路施設（橋梁、標識等）を破損した場合には、補修費用を負担していただく場合がありますのでご注意下さい。
 8. 運搬の際にクイで桎を止めている場合は、土場にクイが放置されないようにクイを抜いて寄せて頂くか、搬出していただきますようお願いいたします。

北海道木材産業協同組合連合会
担当:旭川地方原木市協同組合連合会
旭川市永山北1条10丁目8番3号 旭川林業会館
TEL 0166-46-0753 FAX 0166-46-0787
E-mail : a-moku-gen@ec6.technowave.ne.jp

受託販売素材 入札規定

1 入札方式

- (1) 入札は、投函入札方式とします。物件ごとに北海道木材産業協同組合連合会作成の入札書用紙に物件ごとに別葉として、入札番号（物件番号）、入札金額、入札者住所・氏名・印等所定の事項を記入し投函入札して下さい。
- (2) 郵便入札の受付は、令和7年7月14日（月）までに必着とします。
二重封筒の表に「郵便入札」と朱書きし、配達証明をもって次のところへ郵送願います。
なお、「郵便入札」の後に入札する「署名」を記入し、数署同封の場合は署名を記入した子封筒にその入札書を入れて下さい。

[宛先] 〒079-8451 旭川市永山北1条10丁目8番3号 旭川林業会館
旭川地方原木市協同組合連合会気付 北海道木材産業協同組合連合会

2 入札保証金

- (1) 免除します。ただし、落札決定後、落札者が買受けを取消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%相当額を「違約金」として徴収します。
- (2) 買受け代金請求後の買受け取り消しは認めないこととします。

3 入札金額

- (1) 入札金額は100円単位とし、端数がある場合は切上げとします。
- (2) 消費税は、代金請求の際にお買上げ代金に加算しますので入札に当っては消費税を含まない1物件当りの金額で入札願います。
- (3) 有効札の最高値をもって落札とし、最高値が複数、同額のときは抽選により決定します。
- (3) 開札の結果、最低販売価格に達する札が無いときは、再入札とします。

4 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は総て明細書どおりとし、異議申立ては受入れません。

5 代金の決済

お買上げ代金の決済期限は、令和7年7月24日（木）とし、現金又は金融機関による支払保証手形とします。なお、銀行振込手数料差引決済は認めないこととします。

- (1) 支払保証手形の支払期日は、入札の日から120日（令和7年11月11日）とし、支払保証手形の額面は、年利2.50%、期間110日の金利を含めた金額とします。
- (2) 支払保証手形の支払先は、〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階 北海道木材産業協同組合連合会（会長 三津橋 央）とします。
- (3) お買上げ代金の納入が決済期限を遅延したときは、遅延日数1日につき、支払代金の11%（年率）を延滞金として徴収します。

6 物件の引渡

代金納入が確認された後または支払保証手形受領後とします。

7 搬出期限

令和7年9月30日（火）

8 搬出延期料

搬出期間を延期しようとする場合は、事前に連絡をすること。また、その場合は、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に係わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

9 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

暴力団排除に関する誓約事項(別添)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とします。

10 入札参加資格

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号林野庁長官通知）及び「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づき指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格に制限を受けている者については、その制限を受けている期間中でない者としてします。

11 その他

上記以外の事項については、道木連及び地元の商習慣によることとします。

- 12 代金振込先銀行 北洋銀行札幌駅南口支店（普） 0 1 3 2 5 2 9
 大地みらい信用金庫札幌支店（普） 0 0 0 1 3 5 2
 北海道銀行道庁支店（普） 0 6 7 7 8 4 7
 口座名 北海道木材産業協同組合連合会

13 関係書類の閲覧場所及び問合せ先

北海道木材産業協同組合連合会（担当：辻ノ内常務理事）

TEL011-251-0683 FAX 011-251-0684

旭川地方原木市協同組合連合会(担当：宮島)

TEL 0166-46-0753 FAX 0166-46-0787

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

上川中部森林管理署委託販売物件一覧表

No. 1

入札日 令和7年7月15日

物件 番号	所在地	槌番号	樹材種	本数	材積 (m ³)	m ³ 廻り	主材 間伐材 材径換算率 搬出期限	摘要欄	応札 枚数	開札結果	
										二番札	一番札
12	愛別町 徳星	07-601-05 07-601-06	原料材L 外1種	883	86.580	0.098	間伐材 2.40~2.60 m 8 ~ 38 cm 令和7年9月30日	低質材L 4.411 m ³ 原料材L 82.169 m ³			
13	愛別町 徳星	07-601-07 07-601-08	低質材N 外1種	382	120.425	0.315	間伐材 3.65m 22 ~ 44 cm 令和7年9月30日	低質材N(トドマツ) 102.046 m ³ トドマツ 18.379 m ³			
合計				1,265	207.005						

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
7	4	12	07-07-001

北海道森林管理局
上川中部森林管理署

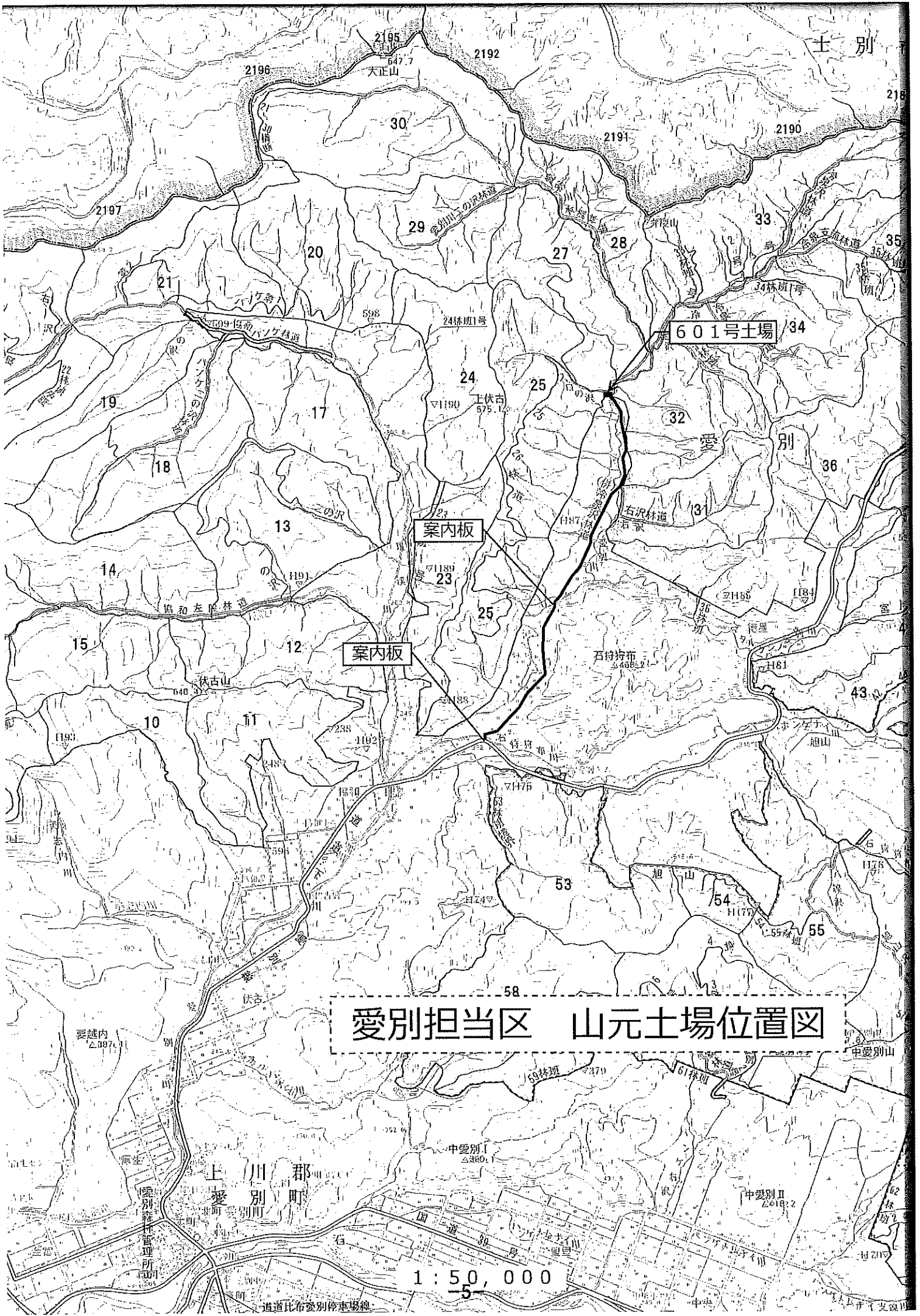
(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)												
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
愛別山元	07-601-05	愛別森林	低質材 L	64	低質材	2.40~	2.60	26 ~ 38 低質材	17	4.411	0.259	
								樹種計	17	4.411	0.259	
								桧計	17	4.411	0.259	
愛別山元	07-601-06	愛別森林	原料材 L	64	原料材	2.60	8 ~ 38	原料材	866	82.169	0.095	
								樹種計	866	82.169	0.095	
								桧計	866	82.169	0.095	
								評定番号計	883	86.580	0.098	

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
7	4	13	07-07-002

北海道森林管理局
上川中部森林管理署

7	4	13	07-07-002	(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m ³)									
物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要	
愛別山元	07-601-07	愛別森林	低質材N	64	低質材	3.65	22 ~ 42	低質材	327	102.046	0.312		
							樹種計	327	102.046	0.312			
							植	327	102.046	0.312			
愛別山元	07-601-08	愛別森林	トドマツ	64	一般材	3.65	24 ~ 28	込一般	31	7.825	0.252		
						3.65	30 ~ 38	込一般	21	8.619	0.410		
						3.65	40 ~ 44	込一般	3	1.935	0.645		
							樹種計	55	18.379	0.334			
							植	55	18.379	0.334			
評定番号計										382	120.425	0.315	



愛別担当区 山元土場位置図

1 : 50,000

601号土場桧位置図

上川中部森林管理署
愛別担当区 26林班

